

オンライン授業での授業資料と著作権

京都大学 国際高等教育院 教授 喜多 一

1. はじめに

2020年に世界的パンデミックに発展した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は特効薬やワクチンがない中で、社会的活動の低減をその中心的対策とせざるをえず、保健や医療のみならず、経済への大きなインパクトをもたらしている。

学校教育、とりわけ広域に多くの学生を受け入れ、大人数での授業を行うことも多い大学などの高等教育では、ICT利用の基盤がある程度整備されていたこともあり、COVID-19対策として授業の全面オンライン実施が行われているところが多い。

授業のオンライン実施に際しては、LMSやビデオ会議システム、学生側のPCやスマートフォンなどのデバイスとネットワークアクセスといった情報通信基盤に加え、授業に必要な教材のオンラインでの提供が欠かせない。このような状況のなかで2018年5月に改正され、施行に向けて準備を進めていた著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製等、以下、改正35条と呼ぶ)が急遽2020年4月28日に施行された。

本稿では、改正35条を中心に著作物のオンライン授業での利用について解説するとともに、より広い視点での今後の教育のオンライン実施における教材のありかたについて議論する。

なお、同条の施行にあたっては2020年度に限定した措置が取られており、本稿はこれに基づいて執筆している。2021年度以降の同条の運用はこの原稿の執筆時点ではまだ定まっていない点をご留意いただきたい。

2. 著作権—「制限」の「制限」とさらにその「制限」

著作権法は著作物の利用形態によりさまざまな権利概念で構成されており、民事と刑事の両方を含むかなり複雑な法律であ

る。ここではその詳細には立ち入らないが、同法の基本的な考え方は著作物を著作者以外の他人の勝手な利用を制限することにより著作者の権利を保護することである(図1参照)。著作権法の概要等については文化庁のWebサイト[1]を参照して頂きたい。

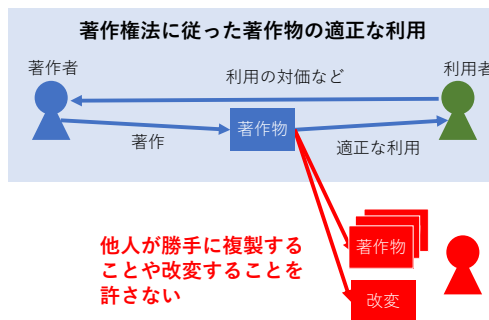


図1 著作権による著作者の権利の保護

著作権法では著作物保護のため、著作物の無許諾利用を制限しているが、さらに著作物の教育などの公的な利用については、いくつかの利用について著作者の権利をあえて制限(権利制限)し、無許諾での利用を認めている[2]。

しかしながら、この権利制限が著作者の利益を不当に害することのないように、権利制限にはさらに、これを防ぐ制限が設けられている。

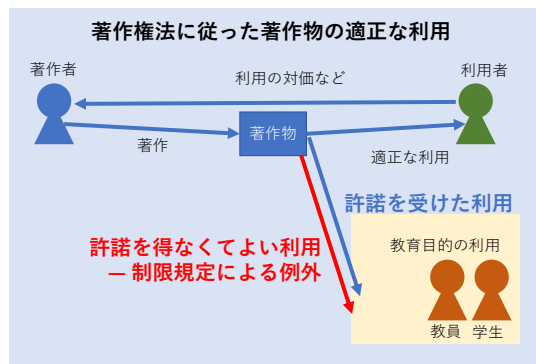


図2 著作権の制限

3. 引用

著作権法には教育や研究活動に関係の深

い権利制限がいくつかあるが、その一つは「引用」であり、著作権法第 32 条では以下のように定めている。

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

同条にそった引用の条件として文化庁は以下を示している[3]。

- ア 既に公表されている著作物であること
- イ 「公正な慣行」に合致すること
- ウ 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
- エ 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- オ カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- カ 引用を行う「必然性」があること
- キ「出所の明示」が必要（コピー以外はその慣行があるとき）

教材などでも次節で述べる著作権法第 35 条は一般に公開されるものには適用されない。このため、教材を公開する場合には他者の著作物を利用は「引用」の範囲内で行うか、もしくは許諾を得る必要がある。

4. 著作物の教育利用

本稿の主な話題としての権利制限は「学校その他の教育機関における複製等（著作権法 35 条）」であり、改正された条文は以下である。なお、下線は著者による。

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合に

あつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

同条が 2020 年 4 月 28 日に施行されるまでは、対面で行う授業での著作物の複製に加え、ビデオでの中継など同期的に行う遠隔授業などに限り、著作物を公衆送信すること（以下、同時送信）が認められていた。すなわち、著作物をサーバなどにおいて、異なる時刻に利用すること（異時送信とよぶ）は認められていなかった。

e-Learning など、教育での情報通信技術の利用が本格化する中で、異時送信についての権利制限は積年の課題であったが、2018 年の改正により、対面授業と同等の利用が認められた。ただし、この権利制限の拡大に際しては、教育機関の設置者が著作権者に補償金を支払うこととされ（同条 2 項）れ、施行は補償金額の確定を待つ形（公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日）となっていた。同条 3 項は、改正前に認められていた同時送信を補償金の対象外とするためのものである。

改正 35 条の施行に向けては補償金を扱う団体として一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）[4]が設置され文化庁長官により指定された。

P2M マガジン No.9, pp.40-45 (2020)

また、同条の権利制限については教育機関による利用について「必要と認められる範囲」「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」などの限定があり、「何をやってもよい」という訳ではない。

このことは、出版社が作成し、広く小学校などで使われている計算ドリルを考えれば分かりやすい。ドリルは小学校での販売を目的に出版されている著作物であるため、その複製を許すと教材の出版そのものが成り立たない。

そこで改正 35 条の具体的な運用に向けて著作権者団体と教育関係者が討議する場として「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」（以下、フォーラム）[5]が設置され、改正 35 条の運用指針を相当の時間をかけて討議してきた。

しかしながら 2020 年 3 月段階では補償金額も運用指針も確定に至ってなかった。このような状況の中で COVID-19 への対応が求められ、暫定的な措置として 2020 年度の補償金は不要とすることで改正 35 条が施行された。また運用指針についてもフォーラムにおいて、それまでの討議で合意できていた個所を 2020 年度の暫定版として公表した[6]。

この運用指針では授業以外に同条が適用されると考えられる活動や、利益を不当に害しないため利用は著作物の一部（小部分）に制限されるという考え方に加え、全部の利用が考えられる著作物の種類なども示している。

5. オンライン授業と著作物利用への配慮

5.1 授業で利用する著作物

補償金の支払いはあるものの、改正 35 条の施行により対面での授業とオンラインの授業とで著作物の利用に関する著作権法上の差はなくなった。

授業で利用される著作物を著作権の観点で見ると以下のように複雑である。

- 授業スライドやレジメ、レポートなど授業担当教員や受講学生の著作物
- 著作権法第 35 条に基づいて利用する他者の著作物。
- 無償で利用可能な条件で公開されてい

る著作物。

- 教科書など受講学生や教員等が有償で購入する、大学が有償で購読している電子ジャーナルなど、許諾を得て利用可能としている著作物。

オンライン授業では利用する著作物がデジタル化されているため、SNS などでの安易な公開といった権利侵害が生じやすい懸念がある。このため、対面での授業以上に配慮が必要である。

5.2 教員が行うべきこと

授業で利用する著作物が著作権の点で多岐に渡ることから、授業を行う教員は以下の点での配慮が必要である。

- 利用する著作物がどのようなもので、どういう条件で利用しているのかを学生に明確に示すこと。
- レジメや授業ビデオなど教員自身の著作物について、著作者として望む取り扱いを学生に明示し、それへの同意を求めること。

5.2 学生が行うべきこと

学生については以下が求められる。

- 著作権制度を理解し、授業では個々の著作物は多様な条件で利用されており、自由に利用してよいものではないことを理解すること。
- このことを踏まえて授業で利用する著作物を安易に SNS など公開してしまわないようにすること。

5.3 教育機関が行うべきこと

大学などの教育機関には著作権制度とそれに基づく著作物の適正な利用について、教員や学生への指導を行うとともに、権利侵害などの問題が生じたときに組織として対応ができるようにすることが望まれる。

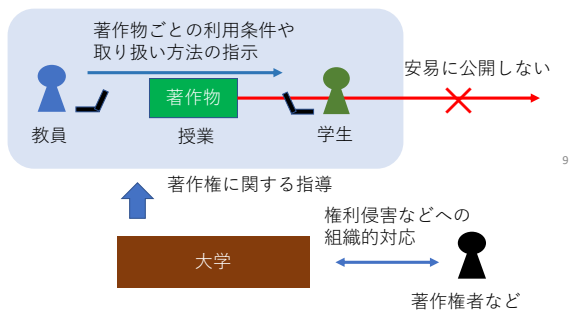


図 3 授業での著作物利用の留意点

6. 新しい生活様式の中での教育マネジメントとしての著作物利用

教育における著作物の利用についての現行法制への対応については前節までのことを理解頂けばよい。しかしながら、高等教育は、COVID-19 対応で本格的なオンライン授業を経験し、緊急対応ではありながら、オンライン化のメリットも体験した。新しい生活様式として今後は対面での授業とオンライン授業を組み合わせた教育の姿を描く必要がある。以下、新しい生活様式の中での教育マネジメントとしての著作物の創出と利用について考えたい。

7. 著作物の費用構造

現代社会の活動において、情報や知識が重要な役割を演じていることは言うまでもない。

情報（文字などで媒体に記録された情報）、とりわけデジタル化された情報は複製がきわめて容易である。この複製の容易さゆえ財としての情報（情報財）については、その創出者と利用者の利害が複雑になる。

すなわち、複製の容易さは利用の拡大によりその情報の社会的価値を高めやすい一方で、利用者による勝手な複製が行われれば創出者が情報の創出にかけた費用を回収できなくなり、職業的な創出行為そのものが成立しなくなる。

著作権制度は著作者の保護と利用のバランスをとる制度的枠組みであるが、前章までで述べた「著作権の権利制限」というのは実際のところ著作物の利用については

窮屈な枠組みである。著作権者にとっては元来、利用に際して得られる対価を放棄させられている一方で、権利制限の範囲を明確化は困難であることから教育機関側では常に著作権者からの権利侵害などを訴えられる訴訟リスクをはらんでいる。

前述のように著作物などの情報財はその創出に費用がかかる一方で、複製が極めて容易である。図 4 に示すように創出費用は著作物の利用件数によらず、必要となる固定費である。他方、複製の容易さは経済学用語でいえば単位あたりの費用増分を意味する限界費用¹が極めて小さいことを意味する。

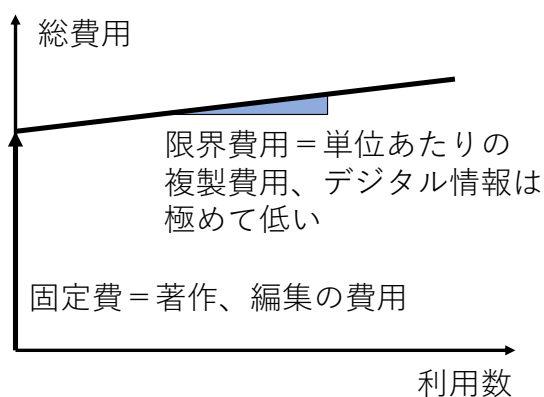


図 4 著作物の費用構造

オンライン教育の促進のためには著作物の利用について、限界費用の低さから利用の拡大をはかりつつ、固定費である著作や編集の費用をいかに回収するかを考えればよい。

7.1 許諾取扱いのコスト削減

図 4 の限界費用に含めてはいないが、実際には著作物の利用についての許諾などの管理コストがこれに含まれる。改正 35 条は運用が難しいが、補償金という形で、いわば個別の許諾取引のコストを無くしている。先述の SARTRAS では改正 35 条の補償金を補完するライセンスも検討される予定である。

また、オンラインショッピングサイトは商品の取引費用を削減することで、多様な

¹ リフキン¹は限界費用の低さに着目して

今後の社会について提言している [8]。

商品を扱うロングテール市場[7]を可能にした。包括的な利用許諾や、多様なライセンスリングを電子的取引で行うことも一つの方向性である。

7.2 著作費用の回収

著作物の限界費用が極めて低いことから固定費である著作費用を適切な方法で回収しつつ、利用そのものを拡大して社会的な価値を高めることを考える必要がある。以下、2つの方向性を挙げる。

7.2.1 広く薄い負担

多数の利用が期待できる著作物については広く薄く負担を求めて著作費用を回収するという方法がある。その具体例として、大学 ICT 推進協議会が提供している情報倫理ビデオ[9]を紹介する。

情報倫理教育は大学では必須ともいえる教育課題であり、実写型のビデオ教材は情報倫理教育が扱う事例についてリアリティを持って学びやすいメディアとして優れている。

しかしながらビデオ教材の撮影や編集にはプロの監督や俳優などを利用する必要があり、製作費は決して安くない。同ビデオは大学で情報倫理教育を担当する教員でタスクフォースを編成して製作しているものの、撮影、編集にはそれなりの費用が掛かっている。

この情報倫理ビデオについては相当数の台数を販売する大学生協事業連合による新入生向けのパソコンに安価にライセンスリングすることや、大学などに全学で利用できるサイトライセンスを提供することで費用を回収している。これにより、扱うべき話題の変化が激しい情報倫理の領域で継続的にコンテンツを改訂できるサステナブルな活動となっている。

7.2.2 製作費用の別財源からの負担

もう一つは、作成費用(固定費)の別財源による負担のもとで自由に利用できるコンテンツの開発である。すでにオープンコースウェア[10]などで大量の教材が提供されているが、これは大学に雇用され、コ

ンテンツの販売で費用を回収する必要のない教員が授業スライドなどの著作者であるから可能なのである。

しかしながら、教科書レベルのコンテンツは大学教員が著作者であることは多いものの教員だけで作成している訳ではない。教科書の作成においては、よい教科書としての企画や進捗管理、書籍レベルの品質のタイプセット、図版等の作成、文章の校閲などの作業が求められ、これらを現在は主に出版社が担っている。

出版社は書籍の企画・編集と、作成された書籍の印刷、製本、販売などの機能を持つが、販売による費用回収を考えると流通部数の少ない大学の教科書については学生の購買を想定して例えば3000円以下の販売設定が求められ、これがA5判200ページ、モノクロといった出版上の制約として跳ね返る。

電子化された教科書については、印刷や販売に代えて電子的に公開する形で流通させつつ、出版社が担う編集の費用を教科書を利用する大学が負担することが考えられる。これは決して難しい金額ではない。すでに学術研究についてはその成果としての論文をオープンアクセス[11]とする方針などが打ち出されてきている。このモデルはその教育版を考えるとということにほかならない。

7.3 公開目的の著作権行使

著作権は著作物の公開に際して、改変や商用利用の禁止といった一定の条件を課す目的にも行使できる。

オープンソースソフトウェアではこのための様々な許諾条件(ライセンス)が開発されているが、教材などでしばしば使われる許諾条件として、クリエイティブコモンズ(CC)ライセンス[12]がある。CCライセンスを教材などに付与することで、利用者は利用上の制限を把握でき、著作物を安心して利用することができる。

8. おわりに

新型コロナウイルス感染症への対応として実施されている大学の授業のオンライ

P2M マガジン No.9, pp.40-45 (2020)

ン化は結果として大学教育を大きく変える可能性を見せてくれている。情報通信インフラについてオンライン授業はなんとか実現できている。他方で、授業に利用する著作物のオンライン利用については、本稿で紹介した改正著作権法第 35 条の急遽の施行や、出版社による電子書籍のアクセスの一時的な拡大など行われているが、これを契機に拡充が求められる。

現実には我が国の学術出版については、執筆する教員側も出版社側も、そして学術領域の専門家集団であるはずの学会もオンライン化の意義を十分に理解しているとは言い難い。諸外国に比べ教育への公的支出が低く、家計負担が重い我が国状況もふまえ、新しい生活様式のための教育マネジメントの一つとして教育のための著作物の創出と利用を考える必要性は高い。

参考文献

- [1] 文化庁：著作権制度に関する情報、
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html> (2020/7/5 アクセス)
- [2] 文化庁：著作物が自由に使える場合、
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html (2020/7/5 アクセス)
- [3] 文化庁：8. 著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合、著作権制度の概要、p. 45
<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/outline/8.html> (2020/7/5 アクセス)
- [4] 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会、
<https://sartras.or.jp/> (2020/7/5 アクセス)
- [5] 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム、
<https://forum.sartras.or.jp/>

(2020/7/5 アクセス)

- [6] 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム：改正著作権法第 35 条運用指針(令和 2(2020)年度版)、(2020)
<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf> (2020/7/5 アクセス)
- [7] クリス アンダーソン著、篠森訳：ロングテール、早川書房 (2006)
- [8] ジェレミー リフキン著、柴田訳：限界費用ゼロ社会、NHK出版 (2015)
- [9] 大学 ICT 推進協議会：情報倫理デジタルビデオ、
<https://axies.jp/report/video/> (2020/7/6 アクセス)
- [10] オープンエデュケーション・ジャパン (OE ジャパン)、<https://oe-japan.netlify.app/> (2020/7/5 アクセス)
- [11] 京都大学図書館機構：オープンアクセスとは、
<https://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/content0/13087> (2020/7/5 アクセス)
- [12] クリエイティブ・コモンズ・ジャパン：クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは
<https://creativecommons.jp/licenses/> (2020/7/5 アクセス)

2020 年 7 月 10 日受理